

**一般財団法人岐阜県バスケットボール協会**  
**名刺作成・利用規程**

第1条〔趣旨〕

本規程は、一般財団法人岐阜県バスケットボール協会（以下「本協会」という。）の名刺に関して、適正に利用、管理を行うために定めることを目的とする。

第2条〔企画及び作成〕

- (1) 本協会の名刺は、定められた規格にて総務部において一括して作成する。同様の規格や本協会のロゴマークを利用して独自に制作することは認めない。
- (2) 本協会で定めた規格以外の図案等を使い、本協会名称及びロゴマークを使用した名刺を作成する場合は、その図案等を添付し、会長の承認を得る。

第3条〔対象者〕

- (1) 名刺の作成（支給）対象者は、次のとおりとする。
  - ①理事および各委員長・部会長
  - ②その他特に重要な職務を担い、会長が必要と認めた者
- (2) 次の対象者は、業務上必要がある場合は、所定の様式にて申請を行い、会長の承認を得て作成することができる。ただし、その場合は自己負担とする
  - ①名誉会長、最高顧問、顧問及び参与
  - ②各種委員会委員
  - ③岐阜県代表チームスタッフ
  - ④その他会長が必要と認めた者

第4条〔使用期間〕

本協会の名刺を使用できる期間は、当該役職、職務に従事している期間に限定し、職を離れた場合には、速やかに処分するものとする。

第5条〔遵守事項〕

- (1) 利用にあたっては、職務に応じて適正に管理、使用することとする。
- (2) 営利目的、販売目的、投資目的等自己の利益のための使用は一切認めない。
- (3) 本規程に違反するなど、不適切な利用が認められた場合は、名刺の回収を求めるほか、資格の取り消しなど厳重な措置をとるものとする。

第6条〔本規程の改廃〕

この名刺作成・利用規程の改廃は、理事会の議決に基づきこれを行うものとする。

第7条〔施行〕

本規程は、令和4年6月9日から施行する。